

# 公益社団法人静岡県理学療法士会

## 選挙細則

### (目的)

1. 本細則は定款第 22 条に基づき選挙に関する事項を定めたものである。

### (選挙管理委員会)

2. 選挙が公正かつ適切に執行される為に選挙管理委員会を設置する。
3. 選挙管理委員会は、会員の中より 2 名以上を理事会において選出し構成する。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
5. 選挙管理委員の欠員は、必要に応じて選挙管理委員長がこれを補充する。

### (任期)

6. 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

### (役員候補者選挙)

7. この細則にいう役員とは、定款第 21 条に定めるものをいう。
8. 役員の任期満了による選挙は、任期中最後の総会までに選出する。

### (選挙の告示と日程)

9. 理事会の解散による選挙及び役員の補充選挙は、これを行うべき理由が生じた日から 90 日以内に行う。
10. 選挙の期日は、少なくとも 60 日前に告示する。

### (投票方法)

11. 選挙による投票は、選挙管理委員会が定める方法により行う。
12. 選挙の投票管理者は、選挙管理委員がこれを代行する。

### (役員選出の方法)

13. 理事及び監事の投票は、各々定員数に基づいた数を連記し、無記名により行い 1 人 1 票とする。
14. 立候補者が定員に満たない場合あるいは定員と同数の場合は無投票とする。

### (開票)

15. 開票に際し、選挙管理委員以外の正会員 2 名の立ち会いを必要とする。
16. 下記に掲げる投票は無効とする。

- (1) 選挙管理委員会が定める正規の投票方法で行われなかったもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 投票中に規定された員数より多くの氏名を記載したもの
- (4) 候補者の何人を記入したのかを確認し難いもの

(被選挙人)

17. 役員の候補者になろうとする者は、当該選挙の期日の告示があった日から選挙当日の30日前までに選挙管理委員会指定の用紙にその旨を書き選挙管理委員会に届けるものとする。
18. 1つの役員の選挙候補者となった者は、同時に他の役員の選挙候補者になることはできない。
19. 選挙管理委員は在職中、当該選挙の役員の候補者となることはできない。

(当選人の決定)

20. 各選挙において有効投票の多数を得た者の上位から定数だけの者をもって当選人とする。
21. 当選人を定めるに当たり、投票数が同じである場合は抽選によって決定する。
22. 立候補者がいない場合には、理事で構成する推薦委員会により推薦する。
23. 理事、監事に欠員が生じた場合は、理事会の要請に基づき選挙管理委員会は補欠選挙をおこなう。
24. 会長、副会長及び専務理事ならびに常務理事については、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(選挙結果の公表)

25. 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに当選人の氏名及び得票数ならびに各候補者の得票数その他選挙の次第を告示する。

(解散・解任請求)

26. 会員は会員総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から選挙管理委員会に対して下に掲げる事項を請求することができる。
  - (1) 理事会の解散
  - (2) 役員の解任
27. 理事会の解散及び役員の解任請求があったときは、選挙管理委員会は直ちに請求の要旨を公表する。
28. 理事会の解散及び役員の解任請求があったとき、選挙管理委員会は投票に付すものとする。
29. 前条により投票の結果が判明したとき、選挙管理委員会は直ちにこれを告示する。
30. 理事会の解散及び役員の解任請求は、投票の日から180日間は行使することができない。
31. 理事会の解散及び役員の解任請求の投票において過半数の同意があったときは、理事会は解散、役員は解任されるものとする。
32. 前条による他、理事会または役員は、総会において不信任の決議案を可決もしくは信任の決議案を否決したときは、それぞれ解散または解任されるものとする。

(異議申し立て)

33. 本細則に疑義が生じた場合は選挙管理委員会が審議し決定する。

(改正)

34. 本細則の改正の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の同意が必要である。

(附 則)

1 本細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 本細則は、令和2年6月20日より、一部改訂により施行する。